

建設発生土搬入カード使用上の注意事項

建設発生土搬入カード（以下「カード」という。）を使用する場合、種々の制約があります。

- カードはコンピュータで管理されています。
 - ① カードは、受入基地別、受入種別（昼用、夜用等）等により色分けし、これを明示しています。
 - ② カードには、工事ごとの整理番号等の情報をもたせ、これを台貫、コンピュータと連結し、全体として建設発生土管理システムを構成しています。
 - ③ カードは、1件工事ごとの1日当たり最大使用車両数分の枚数を発行します。

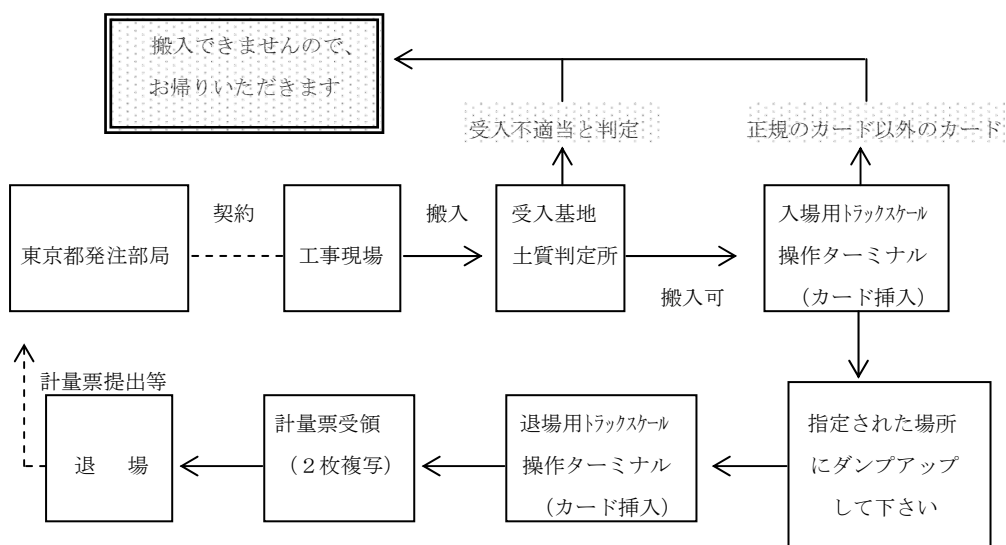
同一工事のカードは共通情報をもっており、計量する度に搬入合計土量、申込土量に対する搬入可能土量等を印字した「計量票」（2枚複写）を交付します。

公共工事の場合、この「計量票」の提出を求められる場合がありますので、提出の有無については、東京都各局等の発注元に確認して下さい。
- 正規のカード以外は使用できません。

次のようなカードでは搬入できません。

また、違法行為が明らかな場合、適正な法的手段を取ります。

 - ① 明示された搬入基地以外のカード
 - ② 申込時の搬入期間を超えたカード
 - ③ 1件工事の搬入申込土量をオーバーしているカード
 - ④ 紛失・盗難届があるカード
 - ⑤ 料金の納入及び更新等の申込手続がなされていないカード
- カードについて
 - ① カードを折り曲げたり、直射日光のあたる所に放置したりしないで下さい。
 - ② 同一工事であれば、車両を変更しても搬入できます。
 - ③ 同一工事において、申込土量に達するまで繰り返し搬入できます。
 - ④ 全ての建設発生土の搬入完了後は、カードを返却して下さい。
- 建設発生土搬入等の流れ



この注意書を複写して、運転手の方にお渡し下さい。